

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名 ()

○集団指導

※根拠
>介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 <過去2年の出席状況> 令和 年度…(出席 ・ 欠席) 令和 年度…(出席 ・ 欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 >集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改革内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 >集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。	☐	☐	

○特定施設入居者生活介護 (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠
>介護保険法(以下「法」という。)
>鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)
>鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅰ 定義及び基本方針				
1. 定義 法第8条第11項	「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。			
法第8条の2第9項	「介護予防特定施設入居者生活介護」とは、特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。			
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(1)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	☐	☐	
	(2)事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅（介護予防）サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	☐	☐	
条例第3条 予防条例第3条	(4) サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	☐	☐	
	(5) 申請者は、法人とする。	☐	☐	
3. 基本方針 条例第216条	(1) 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画(法第8条第11項に規定する計画をいう。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	☐	☐	
	(2) 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。	☐	☐	
4. 基本方針 予防条例第202条	(1) 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定介護予防特定施設において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	☐	☐	
	(2) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。	☐	☐	

Ⅱ 人員に関する基準

1. 従業者の員数 条例第217条 予防条例第203条	(1) 事業者が指定特定施設ごとに置くべきサービスの提供に当たる従業者の員数は、次のとおりとなっていますか。 ※指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を併せて受け、かつ指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが一体的に運営されている場合。			
	①生活相談員 常勤換算方法で、サービスの提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)の合計数(以下「総利用者数」という。)が100人又はその端数を増すごとに1人以上	☐	☐	
	②看護職員又は介護職員 ア. 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。 ※(7)の①～④のいずれにも適合する場合は、「1」とあるのは、「0.9」とする。	☐	☐	
	イ. 看護職員の数、次のとおりとすること。 Ⅰ. 総利用者が30人を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上	☐	☐	
	Ⅱ. 総利用者が30人を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
	ウ. 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。	☐	☐	
1. 従業者の員数 条例第217条 予防条例第203条	③機能訓練指導員 1人以上 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 >「訓練を行う能力を有する者」とは 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は一定の実務経験を有するはり師、きゅう師。 ※一定の実務経験を有するはり師、きゅう師 ⇒ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者。	☐	☐	
	④計画作成担当者 1人以上（総利用者が100又はその端数を増すごとに1）	☐	☐	
	(2)利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	☐	☐	
	(3)生活相談員のうち1人以上は、常勤の者ですか。	☐	☐	
	(4)看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者ですか。 ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤の者であれば足りるものとする。	☐	☐	
	(5)機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。 従事している他の職務（有 ・ 無 ） 従事している職務内容（ ）	☐	☐	
	(6)計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものですか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 従事している他の職務（有 ・ 無 ） 従事している職務内容（ ）	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
	(7)次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における(1)②アの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。 ①「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する対策を検討するたるの委員会」において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 イ. 利用者の安全及びケアの質の確保 ロ. 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ハ. 緊急時の体制整備 ニ. 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検 ホ. 特定施設従業者に対する研修 ②介護機器を複数種類活用していること。	☐	☐	
1. 従業者の員数 条例第217条 予防条例第203条	③利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。	☐	☐	
	④利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。	☐	☐	
2. 管理者 条例第218条 予防条例第204条	事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ①当該事業所の他の職務に従事する場合 ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 >管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合(訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所に駆け付けことができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。 →下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無(有 ・ 無) ・当該事業所内で他職務を兼務している場合は その職務名() ・他の事業所の職務と兼務している場合は、その事業所名、職務名及び兼務事業所における1週間当たりの勤務時間 事業所名:() 職務名:() 勤務時間:()	☐	☐	
Ⅲ 設備に関する基準				
1. 設備に関する基準 条例第219条 予防条例第205条	(1)指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物ですか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
	(2)(1)の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	☐	☐	
	(3)施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を行うための場所をいう。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有していますか。 ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための場所が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。	☐	☐	
1. 設備に関する基準 条例第219条 予防条例第205条	(4)施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たしていますか。 ①介護居室は、次の基準を満たすこと。 ア. 一の居室の定員は、1人とする。 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。 イ. プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること ウ. 地階に設けてはならないこと。 エ. 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ②一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。 ③浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ④便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 ⑤食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 ⑥機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (5)施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものとなっていますか。 (6)施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 (7)(1)から(6)に定めるもののほか、施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるものとなっていますか。	☐	☐	
IV 運営に関する基準				

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 内容及び手続の 説明及び契約の締結 等 条例第220条 予防条例第206条	(1)事業者は、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を文書により締結していますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていませんか。	☐	☐	
	(3)事業者は、より適切なサービスを提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ(1)の契約に係る文書に明記していますか。	☐	☐	
2. 指定特定施設入 居者生活介護の提供 の開始等 条例第221条 予防条例第207条	(1)事業者は、正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒んだことはありませんか。	☐	☐	
	(2)事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げたことはありませんか。	☐	☐	
	(3)事業者は、入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。	☐	☐	
3. 受給資格等の確 認 条例第236条準用条 例第11条 予防条例第217条準 用条例第50条の5	(1)事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	☐	☐	
4. 要介護認定の申 請に係る援助 条例第236条準用条 例第13条 予防条例第217条準 用条例第50条の6	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
5. サービスの提供の 記録 条例第223条 予防条例第209条	(1)事業者は、サービスの開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	☐	☐	
6. 利用料等の受領 条例第224条 予防条例第210条	(1)指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
	(2)事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額とサービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けていますか。 ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ② おむつ代 ③ ①、②に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	☐	☐	
	(4)事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
7. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第236条準用条例第21条 予防条例第217条準用条例第51条の2	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	☐	☐	
8. 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針 条例第225条	(1)事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。	☐	☐	
	(2)指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。	☐	☐	
	(3)施設従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐	☐	
条例第225条 予防条例第211条	(4)事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	(5)事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	
	(6)事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じていますか。			
	①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。	☐	☐	
	②身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	☐	☐	
	③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
	(7)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
9. 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針	(1)指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	☐	☐	
予防条例第218条	(2)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	☐	☐	
	(5)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	☐	☐	
10. 指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針	(1)指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、予防条例第202条に規定する基本方針及び予防条例第218条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっていますか。	☐	☐	
予防条例第219条	(2)サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	☐	☐	
10. 指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針	(3)計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成していますか。	☐	☐	
予防条例第219条	(4)計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(5)計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際は、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
	(6)サービスの提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	☐	☐	
	(7)サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐	☐	
	(8)計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
	(9)計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
	(10)(9)に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更については、(2)から(8)までの規定に準じていますか。	☐	☐	
11. 特定施設サービス計画の作成 条例第226条	(1)施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	☐	☐	
	(2)計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	☐	☐	
	(3)計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成していますか。	☐	☐	
	(4)計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(5)計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
11. 特定施設サービス計画の作成 条例第226条	(6)計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
	(7)(2)から(5)までの規定は、(6)に規定する特定施設サービス計画の変更についても準じていますか。	☐	☐	
12. 介護 条例第227条 予防条例第220条	(1)介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行っていますか。 ➤たんの吸引等を行う場合は、「喀痰吸引等研修」又は平成28年度以降の介護福祉士「実地研修」を受講した介護福祉士及び介護職員等が、「認定特定行為業務従事者」として県から認定証の交付を受けた上で、「登録特定行為事業者」として県に登録する必要があります。 →介護職員による喀痰吸引等の実施事例(有・無) →看護職員以外による褥創等の処置事例(有・無)	☐	☐	
	(2)事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきをしていますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、(1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。	☐	☐	
13. 口腔衛生の管理 条例第227条の2 予防条例第210条の2	事業所は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を、以下の手順により計画的に行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
※令和9年4月1日 より、義務化となります。	①当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。	☐	☐	
	②①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。 なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を特定施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。 イ 助言を行った歯科医師 ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策 ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項	☐	☐	
	③医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は②の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 なお、当該施設と計画に関する技術的助言及び指導を行う歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、実施事項等について文書で取り決めること。	☐	☐	
14. 機能訓練 条例第236条準用条例第158条 予防条例第224条準用予防条例第147条	事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。	☐	☐	
15. 健康管理 条例第228条 予防条例第221条	施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。	☐	☐	
16. 相談及び援助 条例第229条 予防条例第222条	事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っていますか。	☐	☐	
17. 利用者の家族との連携等 条例第230条 予防条例第223条	事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	☐	☐	
18. 利用者に関する市への通知 条例第236条準用条例第26条 予防条例第217条準用条例第51条の3	事業者は、サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 (1) 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐	☐	
19. 緊急時等の対応 条例第236条準用条例第54条 予防条例第217条準用条例第52条	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
20. 管理者の責務 条例第236条準用条例第55条 予防条例第217条準	(1) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
用条例第53条	(2)事業所の管理者は、当該事業所の従業者に基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	☐	☐	
21. 運営規程 条例第231条 予防条例第212条	事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 (3)入居定員及び居室数 (4)特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5)利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 (6)施設の利用に当たっての留意事項 (7)緊急時等における対応方法 (8)非常災害対策 (9)虐待の防止のための措置に関する事項 (10)その他運営に関する重要事項	☐	☐	
22. 勤務体制の確保等 条例第232条 予防条例第213条	(1)事業者は、利用者に対し、適切なサービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、当該施設の従業者によってサービスを提供していますか。 ただし、当該事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。	☐	☐	
	(3)事業者は、(2)のただし書の規定によりサービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	☐	☐	
22. 勤務体制の確保等 条例第232条 予防条例第213条	(4)事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ➢全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(5)適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
23. 業務継続計画の策定等 条例第236条準用条例第31条の2 予防条例第217条準用予防条例第54条の2の2	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	☐	☐	
	(2)特定施設従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施していますか。	☐	☐	
	(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
24. 協力医療機関等 条例第233条 予防条例第214条	(1)事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めていますか。 協力医療機関 () () ()	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めていますか。	☐	☐	
	①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。	☐	☐	
	②事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	☐	☐	
	(3)事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該事業者に係る指定を行った市へ届け出していますか。 ※協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに市へ届け出ること。	☐	☐	
	(4)事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めていますか。 ※取り決めの内容としては、流行初期期間経過後(新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後)において、特定施設入居者介護事業者の入居者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。	☐	☐	
24. 協力医療機関等 条例第233条 予防条例第214条	(5)事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。	☐	☐	
	(6)事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めていますか。 ※「速やかに入居させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再入居を希望する入居者のために常に居室を確保せずしも退院後に再入居を希望する入居者のために常に居室を確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入居できるよう努めなければならないということである。	☐	☐	
	(7)事業者は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 協力歯科医療機関 () () ()	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
25. 非常災害対策 条例第236条準用条 例第109条 予防条例第217条準 用条例第120条の4	(1)事業者は、事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てていますか。 ▶火災・地震に関する計画に加え、風水害等、各々の施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し、網羅的に対応できていますか。 ▶上記計画に以下の項目が含まれていますか。 ① 介護保険施設等の立地条件(地形等) ② 災害に関する情報の入手方法 （「避難準備情報」等の情報の入手方法確認等） ③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 （自治体、家族、職員等） ④ 避難を開始する時期、判断基準 （「避難準備情報発令」時等） ⑤ 避難場所（市町村指定避難場所、施設内の安全スペース等） ⑥ 避難経路（避難場所までのルート(複数)、所要時間等） ⑦ 避難方法（利用者ごとの避難方法(車イス、徒歩等） ⑧ 災害時の人員体制、指揮系統 （災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等） ⑨ 関係機関との連携体制 ※起こりうる災害の範囲について疑義がある場合は、消防及び防災部局と協議の上、決定すること。	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく施設内に掲示していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 →過去3年間の避難訓練等の内容及び実施日 避難訓練等の内容			

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
用条例第139条の2	(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。 →過去3年間のレジオネラ属菌検査実施日 () () ()	☐	☐	
27. 掲示 条例第236条準用条例第33条 予防条例第236条準用条例第54条の4	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行) ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	☐	☐	
28. 秘密保持等 条例第236条準用条例第34条 予防条例第217条準用条例第54条の5	(1) 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 (2) 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 (3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	☐	☐	
29. 広告 条例第236条準用条例第35条 予防条例第217条準用条例第54条の6	事業者は、事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしていませんか。 ・パンフレット (有 ・ 無) ・ホームページ (有 ・ 無) ・介護サービス情報公表システムへの掲載 (年 月 日)	☐	☐	
30. 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第236条準用条例第36条 予防条例第217条準用条例第54条の7	事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐	☐	
31. 苦情処理 条例第236条準用条例第37条 予防条例第217条準用条例第54条の8	(1) 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 (2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
	(3)事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	
	(4)事業者は、市からの求めがあった場合は、(3)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	
	(5)事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	
	(6)事業者は、連合会からの求めがあった場合は、(5)の改善の内容を連合会に報告していますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	
32. 地域との連携等 条例第234条 予防条例第217条準 用条例第54条の9	(1)事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	☐	☐	
33. 事故発生時の対応 条例第236条準用条 例第39条 予防条例第217条準 用条例第54条の10	(1)事業者は、利用者に対するサービス看護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故の発生(有 ・ 無) →有の場合、市への連絡(有 ・ 無) →家族等への連絡 (有 ・ 無)	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 >賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入 (有 ・ 無) →損害賠償事例 (有 ・ 無)	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
34. 虐待の防止 条例第236条準用条例第39条の2 予防条例第217条準用予防条例第54条の10の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	
35. 会計の区分 条例第236条準用条例第40条 予防条例第217条準用条例第54条の11	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐	☐	
36. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 条例第236条準用第165条の2 予防条例第217条準用第140条の2 ※令和9年4月1日より、義務化となります。	事業者は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催していますか。 ※本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ※委員会の名称について、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。	☐	☐	
37. 記録の整備 条例第235条 予防条例第216条	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①特定施設サービス計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況の結果等の記録 ⑤利用者に係る市への通知に係る記録 ⑥苦情の内容等の記録 ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	☐	
38. 電磁的記録等 条例第276条 予防条例第266条	(1) 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 (2) 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
V 変更の届出等				
介護保険法第75条 介護保険法第115条 の5	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市長に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ④建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) ⑧事業に係る居宅サービス費の請求に関する事項 ⑨介護支援専門員の氏名及びその登録番号 ⑩その他指定に関し必要と認める事項	☐	☐	